

# 確定申告 が始まります

平成 27 年分所得税の確定申告を行政区ごとに行います。申告される方は、次の受付日と会場をご確認のうえお越してください。住民税申告も受け付けています。

※ 3 月 1 日～ 4 日は、申告会場が西当別コミュニティーセンターとなっています。

役場大会議室では申告できませんのでご注意ください。

## 確定申告受付日と会場

2 月	行政区		会 場
	9 時～ 11 時 30 分	13 時～ 16 時	
16	火	北栄町	役場 1 階 大会議室
17	水	川下右岸・川下左岸・対雁	
18	木	春日町	
19	金	緑町・東町	
22	月	みどり野・樺戸町	
23	火	末広・白樺町	
24	水	中小屋・東裏	
25	木	錦町・美里	
26	金	茂平沢・弁華別	
29	月	金沢・蕨岱	

3 月	行政区		会 場	
	9 時～ 11 時 30 分	13 時～ 16 時		
1	火	太美北	太美中央	西当別 コミュニ ティーセ ンター
2	水	獅子内・ 太美スターライト	太美南	
3	木	当別太・高岡	太美寿	
4	金	太美東・太美西	スウェーデンヒルズ	
7	月	下川町		役場 1 階 大会議室
8	火	若葉・弥生		
9	水	六軒町		
10	木	元町		
11	金	西町		
14	月	幸町・旭町		
15	火	栄町・万代町		

## 確定申告をする際の注意事項

- ・ 譲渡所得（土地・家屋・株式等）雑損控除のある方、青色申告の方は、上記の会場では受付できません。 直接、札幌北税務署で申告をしてください。
- ・ 当日税務職員は確定申告書の計算を行うのみです。営業、不動産等の収支内訳書や医療費控除等の書類を提出する場合は、事前に作成してからお越してください。

## 復興特別所得税について

平成 25 年から平成 49 年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされており、源泉所得税の徴収の際に併せて徴収されています。

## 税務署からのお知らせ

札幌北税務署は、2 月 21 日・28 日の日曜日、申告書用紙の配布、申告相談及び申告書の收受を行います。詳細は税務署へご連絡下さい。

例年、確定申告期間中は駐車場及び税務署周辺の道路が大変混雑します。お待ちいただく時間が長くなるばかりではなく、近隣住民に多大な迷惑をかけますので、公共交通機関の利用をお願いします。

### 【問合せ】

- ◆ 日程・必要書類等は  
役場税務課税務係 (☎ 23-2332)
- ◆ 所得税の内容等は  
札幌北税務署  
(☎ 011-707-5111)